

発行日：2003年5月19日(月)

掲示

管理組合広報 (平成15年度第3号)

来客用臨時駐車証の取り扱いについて

来客用臨時駐車証の取扱い方法は、次の通りです。お間違えのないようお願いいたします。

1 取扱時間と取扱場所

取 扱 日	取 扱 時 間	取 扱 場 所	
平 日	午前 9 時から午後 5 時まで	管理事務所	
	午後 5 時から午後 9 時まで	取扱理事	
土 曜 日	第 一 ・ 第 三	午前 9 時から正午まで 正午から午後 9 時まで	管理事務所
	第 一 ・ 第 三 以 外	午前 9 時から午後 9 時まで	取扱理事
休 日 ・ 祝 日	午前 9 時から午後 9 時まで	取扱理事	

2 利用時間

駐車証発行から 24 時間以内

3 取扱新理事 (2003・5・19より実施)

号 棟	室	名	前	電 話 番 号
6	1	松 岡	要	
6	2	藤 原	恵 美 子	
6	3	桜 井	芳 行	
6	4	熊 澤	千 鶴 子	
6	5	高 塚	弘 子	
6	6	野 村	正	
6	7	太 田	正 吾	
6	8	遠 藤	一 徳	
6	8	山 川	和 明	
6	8	草 野	栄 次	

注意事項

取扱理事に電話確認の上、ご訪問下さい。

駐車証は、必ず発行理事に返却してください。返却が遅れると次の組合員が借りられません。度重なる返却遅延者には貸出しが禁止になります。

臨時駐車証の発行予約や長期使用はできません。

その他、不明の点などありましたら、管理事務所 (3799-1291) 管理主任までお問い合わせ下さい。

以上